

海域モニタリングの広域化について

平成23年5月6日
文部科学省
水産庁

これまで福島第一原子力発電所から30 km圏内及び水深30m以浅の沿岸については東京電力（株）が採水し、同発電所から30～40 kmの範囲（水深30m以浅の沿岸を除く）や茨城県沖について、独立行政法人海洋研究開発機構あるいは海上保安庁の船舶による採水を行ってきた。他方、海域における放射性物質の拡散が予測されており、今後は、広域的な海域モニタリングの実施が求められる。

このため、関係省庁・機関の協力を得て、当分の間、以下のとおり海域モニタリングの広域化を図ることとしたい。

1. 文部科学省「海洋環境放射能総合評価事業」海生研調査（5月中旬～7月）【別添1】

「環境モニタリング強化計画」（平成23年4月22日）を受けた海域におけるモニタリング強化の一環として、「海洋環境放射能総合評価事業」による宮城県・福島県・茨城県沖合の広域調査（海水、海底土、海上の空気中の塵）を実施し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海域の汚染状況を把握する。

実施機関は、財団法人海洋生物環境研究所。（試料の分析は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う。）

2. 独立行政法人海洋研究開発機構による海域モニタリング（5月中旬～7月）【別添2】

上記1. の広域調査よりも、さらに広い範囲の宮城県・福島県・茨城県の沖合海域で採水し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海水の汚染状況（特に、放射能濃度分布シミュレーションとの整合性）を調査する。（試料の分析は、財団法人日本分析センターが行う予定。）

3. 水産庁の協力による調査（①5月中・下旬／②5月下旬～6月下旬）【別添3】

上記1. 及び2. よりもさらに沖合の海域において、文部科学省の要請を受け、独立行政法人水産総合研究センターの用船が資源評価調査の際に採水し、独立行政法人海洋研究開発機構等において分析。同機構が福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海水の汚染状況（特に、放射能濃度分布シミュレーションとの整合性）を調査する。

4. 水産庁による水産物モニタリングの拡大（5月～）【別添4】

水産庁は、水産物に関する放射性物質検査の一層の強化を図るため、「水産物の放射性物質検査に関する基本方針」を作成し関係県等に通知したところ。

5. 東京電力（株）による海域モニタリング（5月中旬～7月）

当初より実施している福島県沿岸及び福島第一原子力発電所沖合15 kmにおける調査に加え、福島第一原子力発電所沖合30 km（上記1. の測点の近傍を除く）及び茨城県の沿岸におけるモニタリング（海水、海底土）を実施し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海域の汚染状況について、特に原子力事故の影響が大きいと考えられる海域において詳細に把握する。

（参考） 上記モニタリングの全体像（3. ②は今後調整）【別添5】

「海洋環境放射能総合評価事業」の海域モニタリング（海生研調査）について

実施主体：文部科学省

実施機関：（財）海洋生物環境研究所（分析機関：（独）日本原子力研究開発機構）

調査期間：5月8日～7月24日（結果発表：5月第4週から隔週）

1. 海生研調査の目的

「環境モニタリング強化計画」（平成23年4月22日）を受けた海域におけるモニタリング強化の一環として、「海洋環境放射能総合評価事業」による宮城県・福島県・茨城県沖合の広域調査を実施し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海域の汚染状況を把握する。

2. 海生研調査行動計画（次ページ地図参照）

宮城県・福島県・茨城県沖合にA～Lの12のラインを設定し、各ラインに3～4の測点を設け、月2回の頻度でモニタリングを実施。

本事業の実施機関は、財団法人海洋生物環境研究所。（試料の分析は、独立行政法人日本原子力研究開発機構が行う。）

分析結果は、月2回の頻度で文部科学省より発表する予定。

3. 海生研調査モニタリング日程

調査船2隻を用い、海域を南北2つに分け、1ターム約1週間で6タームの調査を実施。

- ①5月8日～14日 調査実施 → 5月第4週 分析結果発表（予定）
- ②5月22日～29日 調査実施 → 6月第2週 分析結果発表（予定）
- ③6月5日～12日 調査実施 → 6月第4週 分析結果発表（予定）
- ④6月19日～26日 調査実施 → 7月第1週 分析結果発表（予定）
- ⑤7月3日～10日 調査実施 → 7月第3週 分析結果発表（予定）
- ⑥7月17日～24日 調査実施 → 8月第1週 分析結果発表（予定）

4. 海生研調査モニタリング項目

（1）海水（表層、中層※、下層）の放射能濃度：全測点について採水する。

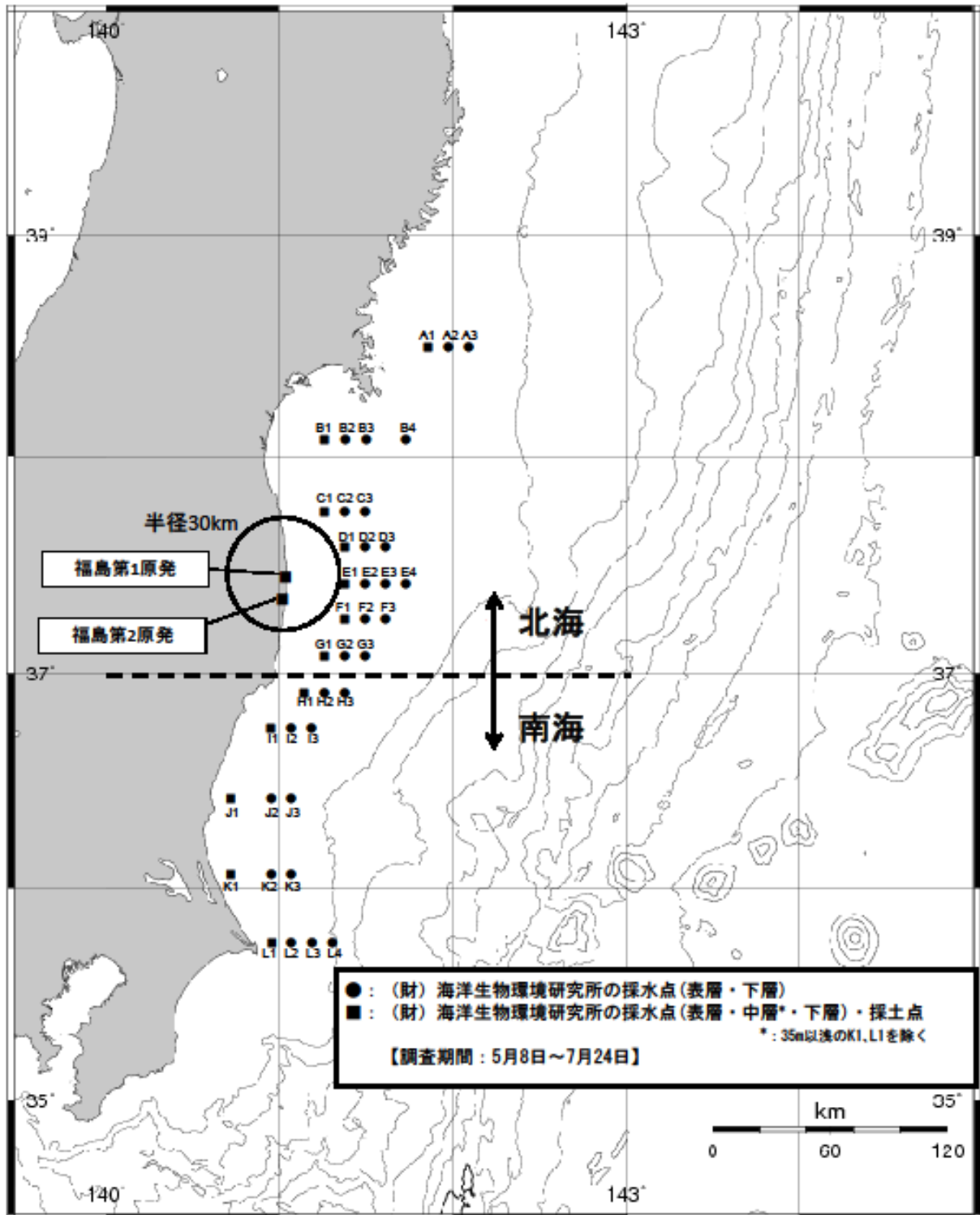
※中層は、海底土を採取する最も陸地側の10測点（水深35m以浅のK1、L1を除く）について採水する。

（2）海底土の放射能濃度：A～Lの各ラインについて、最も陸地側の12測点で採取する。

（3）大気浮遊塵の放射能濃度：北海域（A～Gの各ライン）について採取する。

以 上

(財)海洋生物環境研究所の用船による測点



独立行政法人海洋研究開発機構による海域モニタリング(海洋機構調査)について

実施主体：文部科学省

実施機関：(独)海洋研究開発機構（分析機関：(財)日本分析センター<予定>）

調査期間：5月8日～7月20日（結果発表：5月第3週から隔週）

1. 海洋機構調査の目的

「環境モニタリング強化計画」（平成23年4月22日）を受けた海域におけるモニタリング強化の一環として、独立行政法人海洋研究開発機構の船舶を用い、広い範囲の宮城県・福島県・茨城県の沖合海域でモニタリングを実施し、福島第一原子力発電所事故に伴う放射性物質による海域の汚染状況（特に、放射能濃度分布シミュレーションとの整合性）を調査する。

2. 海洋機構調査モニタリング行動計画(次ページ地図参照)

宮城県・福島県・茨城県沖合に9測点を設定し、各測点に対し月2回の頻度でモニタリングを実施。

分析結果は、月2回程度の頻度で文部科学省が発表する。

3. 海洋機構モニタリング日程

独立行政法人海洋研究開発機構の海洋研究調査船により、1ターム約10日間で6タームの調査を実施。

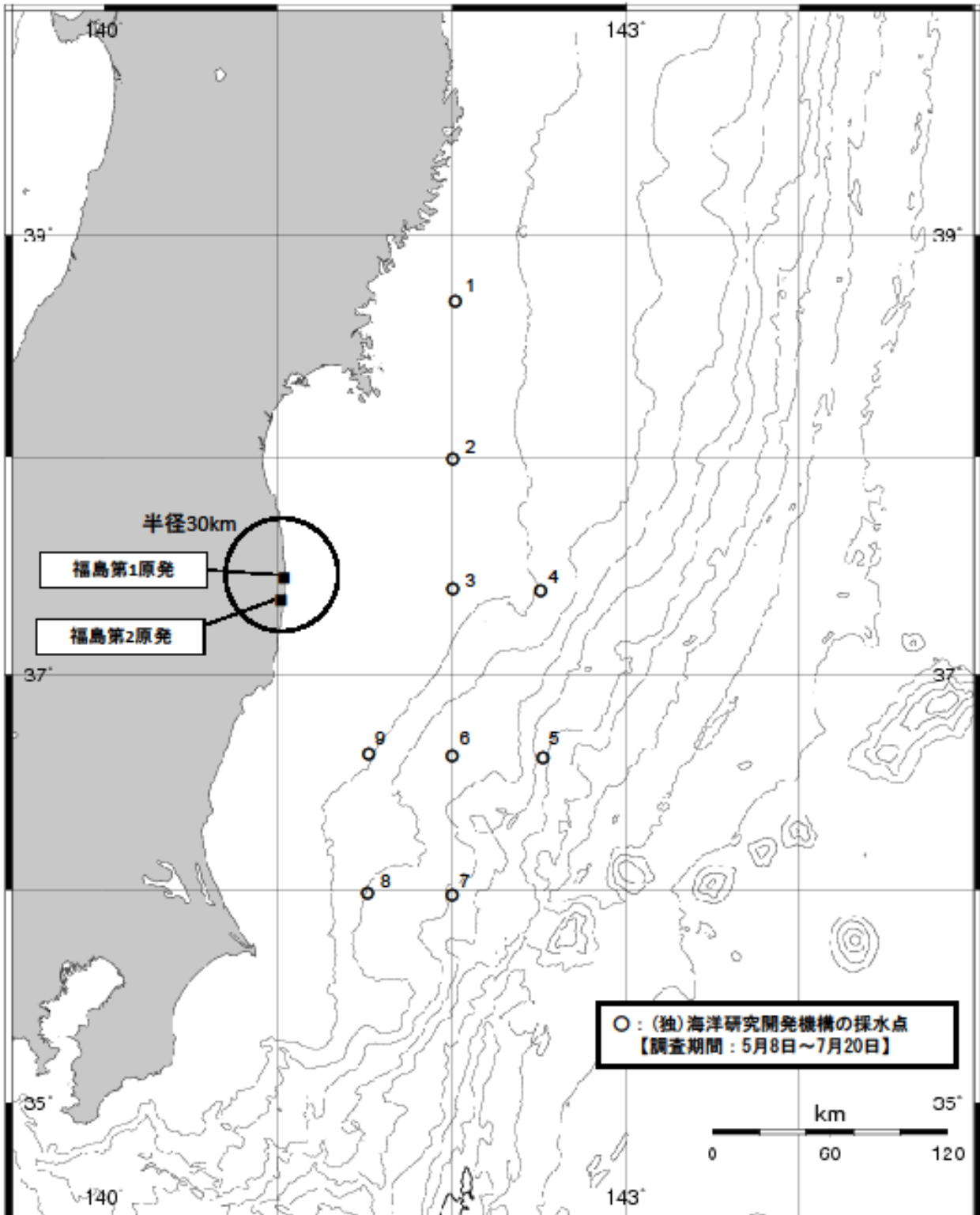
- ① 5月8日～17日 調査実施 → 5月第3週 分析結果発表（予定）
- ② 5月21日～31日 調査実施 → 6月第1週 分析結果発表（予定）
- ③ 6月1日～6月11日 調査実施 → 6月第3週 分析結果発表（予定）
- ④ 6月12日～6月22日 調査実施 → 6月第5週 分析結果発表（予定）
- ⑤ 6月26日～7月6日 調査実施 → 7月第2週 分析結果発表（予定）
- ⑥ 7月10日～7月20日 調査実施 → 7月第5週 分析結果発表（予定）

4. 海洋機構モニタリング項目

- (1) 海水（表層と水深100m）の放射能濃度
- (2) 海上の空間線量率

以 上

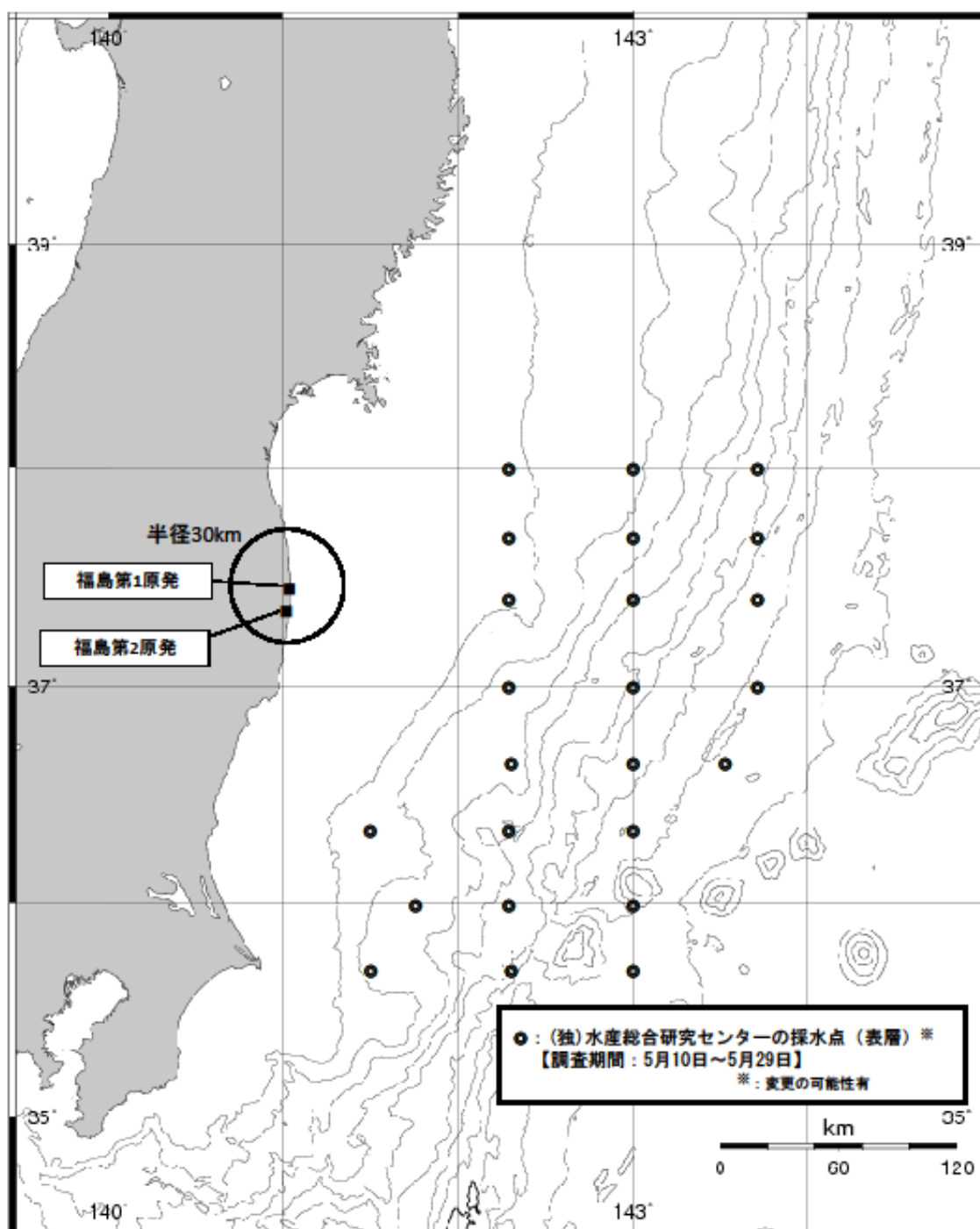
(独)海洋研究開発機構の研究船による採水点



水産庁の協力による調査

実施機関：(独)水産総合研究センター（分析機関：(独)海洋研究開発機構むつ研究所等）
 調査期間：5月10日～5月29日（結果発表：6月上旬）

(独)水産総合研究センターの用船(北鳳丸)による採水点



平成 23 年 5 月 2 日
水 産 庁

水産物の放射性物質検査に関する基本方針

福島原子力発電所の事故に対応する水産物の放射性物質検査については以下のとおりとする。

1 検査の基本方針

(1) 沿岸性種の検査

① 神奈川県～福島県南部

- ・ 自県沖の漁場形成を考慮して検査対象海域を定め、海区ごとの主要水揚港において原則週 1 回（神奈川県、東京都島嶼部は 2 週間に 1 回）のサンプリングを実施（市場でサンプリングを行う場合は漁獲海域を確認しつつ実施。）。
- ・ 対象種は、地域の実情に応じ漁期ごとの主要漁獲物を選定。表層（例えば、コウナゴ）、中層（例えば、スズキ、タイ）、底層（例えば、カレイ、アナゴ）等の生息域を広くカバーできるように選定し、これまで表層を遊泳する種（コウナゴ）に高い放射性物質の検出が見られたことを勘案する。

② 福島県北部以北

- ・ 操業再開の前に検査を実施し、分析の結果を踏まえ、操業再開を判断。操業を再開する場合は、海域を定め、海区ごとの主要水揚港において原則週 1 回（岩手県以北は 2 週に 1 回）の検査を実施。
- ・ 対象種の考え方は上記①と同様とする。

(2) 広域回遊性魚種（カツオ、サバ、サンマ等）

検査は関係業界団体及び水揚地となる道県と協力して行う（特に漁場北上に伴う検査体制については業界等と調整中。また、北部太平洋まき網漁業協同組合連合会所属の試験操業船「北勝丸」の活用も図る。）。

① カツオ

- ・ 伊豆諸島、房総沖での漁場形成（5 月中旬頃）以降、原則週 1 回の検査を実施（水揚げが想定される千葉県内の漁港（銚子及び勝浦）でサンプリングを実施。）。
- ・ 福島県沖（通常 240～320 キロ程度沖）で漁場形成が予測される場合（6 月上旬頃）、試験操業船による事前のサンプリングを実施。分析の結果を踏まえて同漁場での操業の実施を判断。操業を継続する場合は、原則週 1 回のサンプリングを水揚港において実施。
- ・ 宮城県以北に漁場が形成される場合も原則週 1 回の検査を実施。

② イワシ、サバ類

- ・ 千葉県沖に漁場が形成されている間は、水揚げが想定される千葉県内の漁港（銚子）でサンプリングを継続。
- ・ 茨城県沖での漁場形成が予測される場合（5 月）、茨城県の協力を得つつ同県水産試験場の調査船によりサンプリングを実施。分析の結果を踏まえて操業の実施を判断。操業を継続する場合は、原則週 1 回のサンプリングを水揚港で実施。

【別添4】

- ・福島県沖で漁場形成が予測される場合（6月頃）、試験操業船によるサンプリングを実施。分析結果を踏まえ、上記と同様の対応をとる。
- ・宮城県以北に漁場が形成される場合も原則週1回の検査を実施。

③ サンマ、サケの南下群

- ・夏以降、原則週1回の検査を実施。

2 試料量について

- ・採取量は検査実施に十分な量を確保するものとし、1魚種当たり原則5kg以上とする。
- ・試料を採集した場所、日時を記録しておくこと。

3 留意点

- ・水産物の検査にあっては、水産物の移動性、天候等の影響により、定位置、定時に決められた種を採取できるとは限らないため、サンプリングは余裕をもって計画すること。

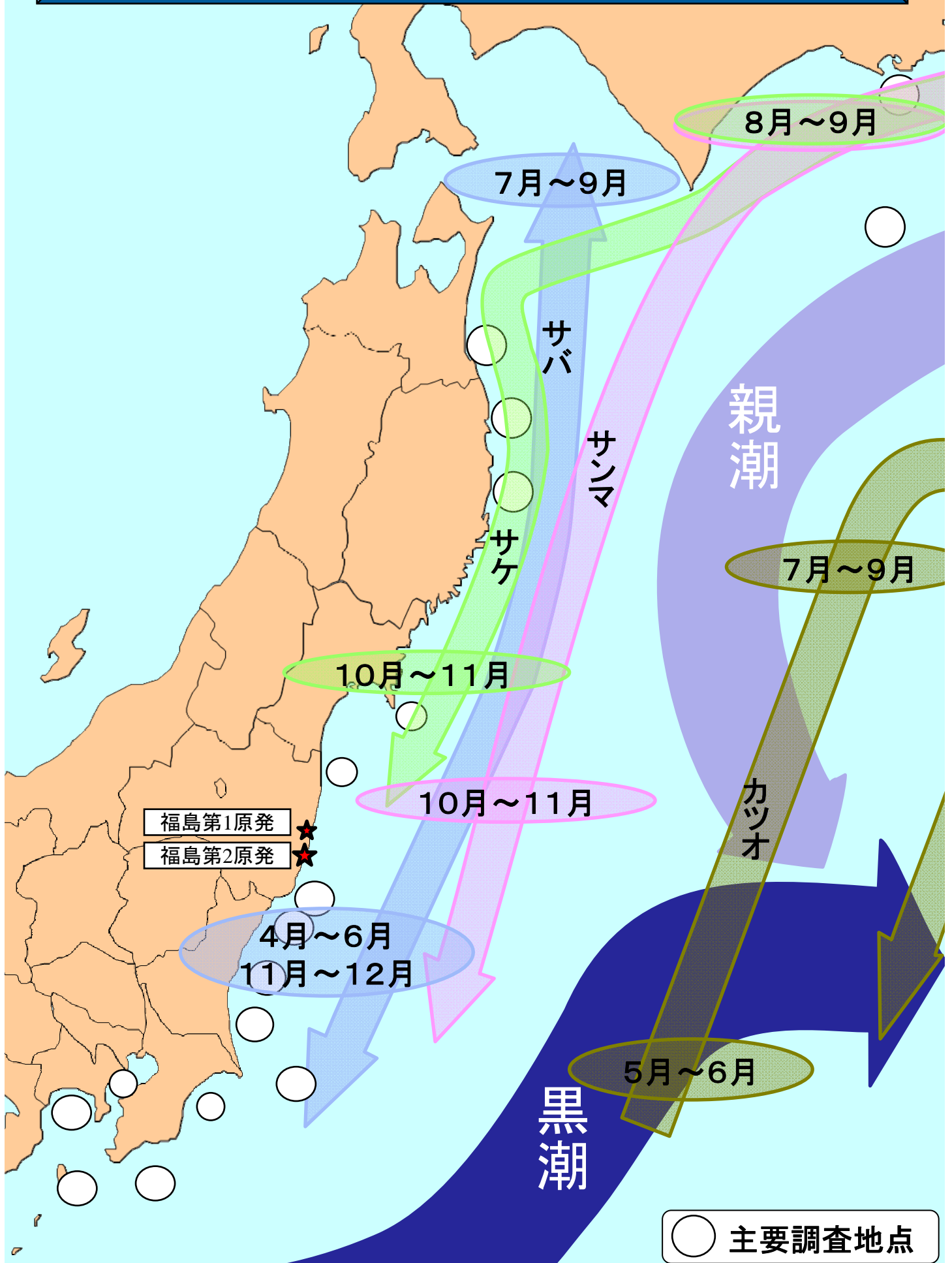
4 検査結果の公表等

- ・検査結果の公表と厚生労働省への通報は、サンプリングを行った海域を有する県、又は、サンプリングを行った水揚港が所在する県が行うこととする

5 広域回遊性魚種において暫定規制値を超える検査結果が得られた場合

- ・暫定規制値を超える検査結果が得られた場合は、当該結果が得られた検体が漁獲された海域周辺における関係漁業の操業を当面自粛するよう業界に要請（原則各県沖）。
- ・試験操業船によるサンプリングを原則週1回行い、3回連続暫定規制値を下回った場合に操業を再開。

海産魚介類の放射性物質検査の実施の概要



海域モニタリング広域化の全体像

